

議会基本条例市民説明会（平成 21 年 12 月 21 日開催）における主なご意見及びこれに対する多治見市議会の考え方

いただいた意見	多治見市議会の考え方
<p>① 前文において、情報公開、市民参加、説明責任の3項目を明記してほしい。</p>	<p>議会基本条例は、市の最高規範である多治見市市政基本条例に基づき、その範囲内において議会の基本理念、議員の責務などを定めるものです。</p> <p>その市政基本条例には、議会は市民参加の拡充に努めなければならないことや議会の議員は市政基本条例の理念や原則と制度（情報公開、市民参加、説明責任など）を遵守しなければならないことが明確に定められています。</p> <p>したがって、これに基づき策定された議会基本条例の前文の中でこれらの文言を重複して規定することは避けましたが、第9条、第10条において議会としての情報公開、市民参加、説明責任について規定しています。</p>
<p>② 「市長」という表現と「市長など」という表現が混在しているが、「市長など」の「など」とは何なのか。また、すべて「市長」に統一すべきではないのか。（第2条、第12条、第13条、第14条、第15条、第19条）</p>	<p>第2条に規定するように「市長などの執行機関（以下「市長など」といいます。）」と略称を設けています。</p> <p>市長などの執行機関とは、市長のほかに選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会があります。「市長など」と表現した場合は、これらの執行機関すべてを指しています。</p> <p>この条例では、多治見市のすべての執行機関を対象とするときには「市長など」と規定し、一方、第13条の提案権、第15条の反問権などについては、市長だけに認められていますので、「市長」という表現をして区別しています。</p>
<p>③ 第3条第2項の「市民の多様な意見を的確に把握」する方法は具体的にどのようなものか。また、他市の事例を調査したのか（質疑2、②）</p>	<p>市民が議会活動へ参画する方法として、委員会における公聴会の開催、参考人制度、請願または陳情などが法令で保証されています。しかし、これらは参画できる機会がごく限られることから、より多くの市民が参画できる手段として市民対話集会を定めました。</p> <p>また、他市の状況については、視察その他の方法により先進事例について積極的に調査し、いろいろな手法があることを確認した結果、多治見市議会としては市民対話集会から始めることとしたところです。市民対話集会だけがその手段であるとは考えていませんが、まず市民対話集会の開催に取り組みます。</p>
<p>④ 第4条と第6条第3項で「自由な討議」が規定されているので、第6条第3項の規定は削除すべきではないか。</p>	<p>第4条については、議会の運営の原則として議会が「自由な討議」を保証し、第6条第3項については、議員の活動の原則として議員が「自由な討議」を目指す規定です。</p> <p>同じような文言ですが、重複しているわけではないと考えます。</p>

<p>⑤ 第6条第2項の市民への説明はどのような方法で行うのか。</p>	<p>議員は、市民の信託を受けた市民の代表であることから、それぞれの方法により市政の報告をし、意見を聴く活動をしています。</p> <p>このようなことは、必然事項であるという趣旨を条文化したものです。</p>
<p>⑥ 第7条の会派はなぜ必要か。一人会派の意味とは何か？</p>	<p>地方自治法上、会派または議員に対し政務調査費を交付できるという規定はありますが、会派の定義については、法律上明確な規定がありません。そこで、多治見市議会としては、この条例の中で会派の位置づけを明確にしたものです。</p> <p>多治見市議会での今までのルールでは、いわゆる「一人会派」も届け出たうえで会派として認め、議会活動を積極的に行うことを期待しています。</p>
<p>⑦ 第11条の対話集会は、「開催します」としているが、「しなければならぬ」としている条項もあるのはなぜか。決意表明か、義務として完全履行することなのか。</p> <p>また、市民提案で対話集会を開催することは想定しているのか。</p>	<p>対話集会については、「開催します」と宣言していますので、これを行わないということはなく、必ず行います。</p> <p>ただし、回数、時期や開催場所などの具体的な実施方法については、現在検討しているところです。</p> <p>市民提案による対話集会開催については、本日の御意見として伺い、今後協議してまいります。</p>
<p>⑧ 第11条の対話集会や議員間討議の方法をこれから決めるということであるが、具体案を策定してから示すべきではなかったのか。</p> <p>(議会の取り組みが遅れている)</p>	<p>この条例は、市議会が担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を定めたもので、理念条例として策定しました。よって、理念を実現していくための具体的な方法などについては規定していませんが、市議会の方向性や考え方を示す条例と考えています。</p> <p>条文に掲げる内容の具体的な設計を行った上で、条例を策定する方法もあると思いますが、先進自治体の例においても、既に具現化している政策を条例化した自治体と、まず条例を制定した後に、具体的な政策を決定した自治体とがあります。多治見市議会では、まず、議会の決意表明に当たるこの条例を策定し、全議員が基本的な共通認識を持った上で、各条文に規定する内容について、具体的な方法等を定めることとしました。</p>
<p>⑨ 第14条については、なぜ一問一答方式に統一しなかったのか。</p>	<p>質問内容や質問項目数などにより、どちらの方式が市民に対してより分かりやすいのか、質問する側の議員が判断するため、選択制としたものです。</p>

<p>⑩ 第 15 条の反問権について、なぜ議長の許可が必要なのか</p>	<p>今までは議場において質問する権利が認められていなかった市長に対し、反問権を与えたものです。</p> <p>発言については、議場における発言のルールに従い、議長の許可を得るものとなりました。その反問の内容が不適切であれば、制限することもあります。決して市長の反問を抑えるものではありません。</p> <p>議場において、市長が挙手をするだけでは、果たして反問をするのか、あるいは答弁をするのか判りにくいため、市長が反問する旨を議長に告げ、議長がこれを許可することを意味しています。</p>
<p>⑪ 第 18 条の議員定数については、行財政改革の視点を削除し、議会制民主主義の観点から民意を反映するために必要な議員数を主張すべきではないか。</p>	<p>いただきましたご意見のとおり、民意を十分に市政に反映することは議会にとって最も大切な役割です。また、行財政改革の視点を念頭に置き、政策決定をしていくことも重要な役割ですので、第 18 条については、「議員定数は、市政の現状と課題、将来の予測と展望などを考慮し、行財政改革の視点だけでなく、多様な民意を十分に議会に反映できるものとし、」と条文を修正したいと考えています。</p>